

会員規約改定のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則の一部改定等に伴い、2014年4月1日より、会員規約および各種特約の一部を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

ビューカード会員規約（第1章 一般条項）	
用語の改定	当てはまる条項
条文中の「ICカード乗車券」を「Suica」に改定します。	第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

Suicaに関する特約	
用語の改定	当てはまる条項
条文中の「ICカード乗車券取扱規則」を除き「ICカード乗車券」を「Suica」に、「記名ICカード乗車券」を「記名Suica」に改定します。	第1条(目的)、第2条(適用範囲)、第3条(用語の定義)、第4条(発行及び所有権)、第6条(制限事項)、第7条(チャージ)、第9条(払い戻し)、第10条(再発行)、第11条(無効の取扱い)、第12条(更新カード発行時の取扱い)、第14条(免責事項)

その他の条文の改定	
現 行	改定後
<p>第1条(目的) 本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するクレジットカード(以下「カード」といいます。)のうち非接触ICチップを内蔵し定期券機能を有しないカード(以下本特約において「本カード」といいます。)を情報記録媒体とした JR 東日本所定の乗車券(以下「IC カード乗車券」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。</p> <p>第6条(制限事項) 2 IC カード取扱規則第48条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。</p> <p>第11条(無効の取扱い) (中略) (1) IC カード取扱規則第31条、第33条、又は第34条に該当した場合</p>	<p>第1条(目的) 本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するクレジットカード(以下「カード」といいます。)のうち非接触ICチップを内蔵し定期券機能を有しないカード(以下本特約において「本カード」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。</p> <p>第6条(制限事項) 2 IC カード取扱規則第60条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。</p> <p>第11条(無効の取扱い) (中略) (1) IC カード取扱規則第43条、第45条、又は第46条に該当した場合</p>

定期券機能付きSuicaに関する特約	
用語の改定	当てはまる条項
条文中の「ICカード乗車券取扱規則」を除き「ICカード乗車券」を「Suica」に、「記名ICカード乗車券」を「記名Suica」に改定します。	第1条(目的)、第2条(適用範囲)、第3条(用語の定義)、第4条(発行及び所有権)、第7条(制限事項等)、第8条(チャージ)、第10条(SFの払い戻し)、第12条(再発行)、第13条(無効の取扱い)、第14条(更新カード発行時の取扱い)、第17条(免責事項)

その他の条文の改定	
現 行	改定後
<p>第1条(目的) 本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するクレジットカード(以下「カード」といいます。)のうち非接触ICチップを内蔵し定期券機能を有するカード(以下本特約において「本カード」といいます。)を情報記録媒体とした JR 東日本所定の乗車券(以下「IC カード乗車券」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。</p> <p>第6条(定期券機能の使用方法) 1 利用者は、Suica定期乗車券の機能を使用する場合、次の各号のいずれかの取扱いを行うものとします。 (1) 本カードに対応する定期券発売機(以下「定期券発売機」といいます。)で利用者自身がSuica定期乗車券を購入することにより、そのSuica定期乗車券を記録する。 (2) 利用者が所持する定期乗車券の情報を、定期券発売機により本カードに移し替える。 (中略) 3 第1項第2号及び第2項の取扱いを行う場合、JR 東日本は利用者が所持する定期乗車券を定期券発売機により回収するものとし、当該原券がSuica定期乗車券であって、デポジットを受取している場合には、これを現金により返却するものとします。</p> <p>第13条(無効の取扱い) (中略) (1) IC カード取扱規則第31条、第33条、又は第34条に該当した場合</p>	<p>第1条(目的) 本特約は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」といいます。)が、ビューカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第1条に規定するクレジットカード(以下「カード」といいます。)のうち非接触ICチップを内蔵し定期券機能を有するカード(以下本特約において「本カード」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。</p> <p>第6条(定期券機能の使用方法) 1 利用者は、Suica定期乗車券の機能を使用する場合、次の各号のいずれかの取扱いを行うものとします。 (1) 本カードに対応する定期券の発売機(以下「多機能券売機」といいます。)で利用者自身がSuica定期乗車券を購入することにより、そのSuica定期乗車券を記録する。 (2) 利用者が所持する定期乗車券の情報を、多機能券売機により本カードに移し替える。 (中略) 3 第1項第2号及び第2項の取扱いを行う場合、JR 東日本は利用者が所持する定期乗車券を多機能券売機により回収するものとし、当該原券がSuica定期乗車券であって、デポジットを受取している場合には、これを現金により返却するものとします。</p> <p>第13条(無効の取扱い) (中略) (1) IC カード取扱規則第43条、第45条、又は第46条に該当した場合</p>

<p>第16条(再印字)</p> <p>本カード裏面のSuica定期乗車券の印字事項が不明となったときは、Suica定期乗車券として使用することができません。この場合、利用者は、定期券発売機により再印字するものとします。</p>	<p>第16条(再印字)</p> <p>本カード裏面のSuica定期乗車券の印字事項が不明となったときは、Suica定期乗車券として使用することができません。この場合、利用者は、<u>多機能券売機</u>により再印字するものとします。</p>
--	---

オートチャージに関する特約	
条文の改定	
現行	改定後
<p>第2条(オートチャージサービス)</p> <p>「オートチャージ」とは、会員規約第1条に規定するカード(以下本特約において「本カード」といいます。)のうち非接触ICチップを内蔵するカード(以下本特約において「Suica付カード」といいます。)又は本カードとリンクに関する特約第2条のリンク(以下本特約において「リンク」といいます。)をした「記名ICカード乗車券(「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。)(以下「ICカード乗車券」といいます。)</p> <p>又は本カードにより会員登録された(以下略)。</p>	<p>第2条(オートチャージサービス)</p> <p>「オートチャージ」とは、会員規約第1条に規定するカード(以下本特約において「本カード」といいます。)のうち非接触ICチップを内蔵するカード(以下本特約において「Suica付カード」といいます。)又は本カードとリンクに関する特約第2条のリンク(以下本特約において「リンク」といいます。)をした「<u>記名 Suica</u>(「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。)</p> <p>又は本カードにより会員登録された(以下略)。</p>
<p>第3条(利用方法等)</p> <p>2 会員は、リンクしたICカード乗車券へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、ATMにより行うこととします。</p>	<p>第3条(利用方法等)</p> <p>2 会員は、リンクした<u>記名 Suica</u>へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、ATMにより行うこととします。</p>
<p>第6条(紛失・盗難等)</p> <p>1 会員は、万ーリンクしたICカード乗車券を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにICカード乗車券を取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p>	<p>第6条(紛失・盗難等)</p> <p>1 会員は、万ーリンクした<u>記名 Suica</u>を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに<u>Suica</u>を取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p>
<p>第7条(免責事項)</p> <p>2 リンクしたICカード乗車券又はオートチャージ設定されたモバイル Suica 電話機等を紛失し、又は盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合、及び第6条第3項に規定するICカード乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、又はICカード乗車券の使用等(払い戻しを含みます。)により生じた会員の損害については、ビューカード、JR東日本のいずれもそれらを補償する責めを負いません。</p>	<p>第7条(免責事項)</p> <p>2 リンクした<u>記名 Suica</u>又はオートチャージ設定されたモバイル Suica 電話機等を紛失し、又は盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合、及び第6条第3項に規定するリンクした<u>記名 Suica</u>又はオートチャージ設定されたモバイル Suica 電話機等の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、又は、リンクした<u>記名 Suica</u>又はオートチャージ設定されたモバイル Suica 電話機等の使用等(払い戻しを含みます。)により生じた会員の損害については、ビューカード、JR東日本のいずれもそれらを補償する責めを負いません。</p>

リンクに関する特約	
用語の改定	当てはまる条項
<p>条文中の「ICカード乗車券」を「<u>記名 Suica</u>」に改定します。</p>	<p>第3条(設定方法)</p>
その他の条文の改定	
現行	改定後
<p>第2条(リンクサービス)</p> <p>「リンク」とは会員規約第1条に規定するカード(以下本特約においては「本カード」といいます。)と、ICカード取扱規則第3条第1項第2号に規定する「<u>記名ICカード乗車券(電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。)</u>」(以下「ICカード乗車券」といいます。)の情報を関連付ける(以下略)。</p> <p>(1) 本カードを決済カードとしたICカード乗車券による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージ」サービス</p>	<p>第2条(リンクサービス)</p> <p>「リンク」とは会員規約第1条に規定するカード(以下本特約においては「本カード」といいます。)と、ICカード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「<u>記名 Suica</u>(電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。)」の情報を関連付ける(以下略)。</p> <p>(1) 本カードを決済カードとした<u>記名 Suica</u>による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージ」サービス</p>
<p>第4条(紛失・盗難等)</p> <p>1 会員は、万ーリンクしたICカード乗車券を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにICカード乗車券を取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p>	<p>第4条(紛失・盗難等)</p> <p>1 会員は、万ーリンクした<u>記名 Suica</u>を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに <u>Suica</u>を取り扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。</p>

個人情報の収集・保有・利用に関する同意事項-Suica付ビューカードに関する特約	
用語の改定	当てはまる条項
<p>条文中の「ICカード乗車券」を「<u>Suica</u>」に改定します。</p>	<p>第1条(東日本旅客鉄道株式会社による個人情報の収集・利用)</p>

なお、会員規約全文をご希望の場合は、弊社ホームページ (<http://www.jreast.co.jp/card/>) をご覧いただくか、ビューカードセンターまでお申し出くださいますようお願い申し上げます。また、ご不明な点がございましたら、ビューカードセンターまでお問合せください。

【本件についてのお問合せ】

ビューカードセンター 03-5334-1235 受付時間 9:00~17:30 (年末年始除く)